

VI 平常時における対応

1 沖縄県看護協会の役割

1) 日本看護協会及び各都道府県看護協会並びに関係機関等の連携強化

日本看護協会・都道府県看護協会の災害支援担当者及び関係諸機関と平時より緊密に情報共有し、連携強化に努める。

2) 災害看護の普及

災害看護関連研修等を開催し、災害看護の普及を図るとともに、災害発生時に看護による支援活動に従事できる看護職を育成する。

3) 災害支援ナースの登録の推進

災害支援ナースの周知及び募集に努める。登録に際しては、必要な情報提供及び事務手続き等を実施し、災害支援ナースの登録推進を図る。

4) その他

災害時支援体制を円滑に整え、効果的な支援活動を行うために必要な事業を行う。

2 災害支援ナースの所属施設の役割

<登録まで>

- 1) 災害支援ナースの役割や派遣等について理解し、支援ナースの養成は自施設にとっても災害時に十分な役割が担える人材育成につながり有益であることを理解している。
- 2) 災害支援ナースについて施設内で周知し、積極的に希望者を募るとともに災害看護研修(基礎編)への受講を勧める。
- 3) 災害看護研修(基礎編)受講者に、県協会の支援ナース登録を勧める。
- 4) 施設長は、承認した支援ナースの名簿を沖縄県看護協会へ提出し、保管する。

<登録後>

- 1) 災害支援ナース登録者の派遣を想定し、支援活動のできる状況かどうかを日常的に把握しておく。
- 2) 災害支援ナースの更新や研修等についての管理を行う。
- 3) 派遣時の職務の取り扱いや保障についてとり決めておく。

VII 災害支援活動及び手続きの具体的な流れ

1 県内発災時の対応

レベル1 フロー図・手続きの流れ(11P, 12P)

レベル2、レベル3 フロー図・手続きの流れ(13P, 14P)

2 県外発災時の対応

レベル2、レベル3 フロー図・手続きの流れ(15P, 16P)